



組合ニュース

発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

心を新たにさらなる一歩を

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



残暑
お見舞
い申し
上げま
す。組合

員各位におかれましては、ますますご清祥のこととご拝察申し上げます。

本年、5月の総会で大阪府衛生管理組合の理事長を、引き続き努めさせていただくことになりました。2期目を迎え、新役員ともども一層頑張っていきたいと思っております。

さて、昨年は50周年の記念式典を、皆様のご協力のもと立派に執り行うことが出来ました。ここにあらためて厚くお礼申し上げます。

そのときの記念講演では、学識経験者の方から、合併浄化槽が、性能的に下水道の代替施設として恒久的な使用に耐えるものであること、また、経済合理性に富んだものであるとのお話がありました。

現に、1ヘクタール当たり75〜100人の人口が見込まれると、下水道が水量あたりの資本単価で、浄化槽よりも割高になるそうです。ちなみに、

公共下水道事業を実施している自治体のうち、処理区域内で人口密度が1ヘクタール当たり75人を超えるのは東京、大阪といった大都市とその周辺に限られるそうです。

高齢化や人口減少が進む中で、地域間で社会的経済的な格差が広がっていますが、右肩下がり地域では、過剰な社会投資が子孫への負債となってしまう。このような観点から、社会基盤の一つである下水処理についても、合併処理浄化槽による個別処理が建設費の低廉で下水道と同等の効果の見込むことができ

ますので、今後、下水道に代わるべき生活排水処理システムとして、脚光を浴びてくるだろうと考えております。

このことに関連いたしました。昨年の1月30日に国土交通省、農林水産省、環境省の三省が共同で、各都道府県、政令都市あて課長通達（注1）を出しております。その内容は、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案して、排水の処理体系の見直しをなささいとし

ています。しかも、その時点から10年をめどにすべて完成させるように、というものであります。つまり、生活排水処理は下水道だけではありま

せんよ、ということ。また、一般廃棄物処理業者の法的位置づけについて、10月8日には環境省の廃棄物対策リサイクル部長名で、各都道府県知事・政令市長あて通達（注2）が出ております。

この通達でも、平成20年6月19日に出された課長通達（注3）を引用して、自治体が処理計画をしっかりと立てて、一般廃棄物の処理を適正に行うよう求めています。特に大切なことは、さらに、その業務の委託については、最高裁判決（注4）の判決を引用して、自由競争するような業種ではない、永続性が求められる、だから、現に許可を持つものを守らなければなら

ないこと、判断していただいていることとあります。すなわち一般廃棄物については、しっかりとした計画を

立てたうえで、処理していくことが困難であることが明確でない限り、新たな業の許可を出してはいけないうと、判断していただいたわけ。そのような背景がありますので、将来的にみて、事業の量としては、それほど増えることはないと思われすが、守っていくことのできる部分だと考えております。

さて話を転じて、都市化に伴って建築物の排水ピットが増えてきております。しかし、これについては、大阪では特定建築物に設置されたものを除きますと、条例等できちっと規制されております。そこで、昨年度から、特に大阪市の許可を持つ事業者のみが、行政との話し合いを持つ中で、条例化や要綱の制定などを求めるほか、排出者や建築物の所有者など責任ある者に対して、排水ピットの適正な維持管理の啓発を図ろうと、ご努力いただいております。当組合としても、この分野について、大阪府下全体の市町村に向けて発信していきたいと考えています。最後になりましたが、暑い中でもあります。みなさまのご健康また事業のご清祥をお祈りいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

（注1）
25農振第1853号、25水港第2573号、国水事第50号、環境対発第1401301号
平成26年1月30日
各都道府県
集落排水担当部長、下水道担当部長、廃棄物処理・浄化槽

担当部長あて
農林水産省農村振興局整備部
農村整備官、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全下水道部下水道事業課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」
これにもとづき、同日三省連名で『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』が示されている。
環境省ホームページから
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/pdf/01All-prefectures-concept_Manual.pdf

（注2）
環境対発第1410081号
平成26年10月8日各都道府県知事・各政令市長あて
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」
（注3）
環境対発第080619001号
平成20年6月19日各都道府県廃棄物処理担当部（局）長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」
（注4）
平成26年1月28日最高裁判決

（注4）
平成26年1月28日最高裁判決

残暑お見舞い申し上げます（平成27年）

理事	副理事長 統制渉外委員長	理事	理事	理事	理事	副理事長 総務委員長	理事	理事	理事	副理事長 広報委員長	理事	理事	理事	理事	副理事長	顧問
米田 健	三ツ川 浩一	岸 田 正	森 広 治	齋 藤 純	野 中 久 泰	永 田 伊智朗	辻 貴 之	蓬菜谷 勝 玄	片 山 敏	松 藤 次 郎	南 和 天	金 澤 一 也	瓦 谷 昇 次	柿 花 江 美	藤 野 静 男	

環境省部長通知出される

市町村は一般廃棄物処理業の新規許可に制限

一般廃棄物処理計画と許可業者との関係について、昨年10月に環境省から部長通知が出された。これは、廃掃法における一般廃棄物処理関係の許可業者の法的な地位について、重要なことが述べられており、業者の新規許可の問題のほか、「合特法」にもとづく行政の施策についても関係しますので、全文を掲載します。なお、傍線部分は重要ですのでご注意ください。

合特法：「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」

（通知全文）

環境対発第1410081号

平成26年10月8日

各都道府県知事・

各政令市市長殿

環境省大臣官房廃棄物・

リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成20年6月19日付け環境対発第080

619001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6・19通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合においても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成26年1月28日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大

規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

記

1、市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集運搬及び処分」とは、市町村

村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2、最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等を取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町

19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

（別添）

平成26年1月28日

最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」

判決理由抜粋

①「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおよそその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」

②「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限り、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町

村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」

③「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」

④「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

東京都のビル・ピット指導要綱

ビル・ピットに関して東京都は「二三区ビル・ピット汚泥適正処理推進協議会」を組織して積極的に適正な使用の啓発に努めている。なお、当組合でもビル・ピットの適正な清掃・維持管理に関し啓発を指している。

今回、資料として「指導要綱」の清掃に関する部分を抜粋したものを掲載します。大阪においてもこのような基準・規制が望まれます。なお、傍線部分は重要ですのでご注意ください。

建築物における

排水槽等の構造、

維持管理等に関する

指導要綱(抄)

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における排水槽等の構造、維持管理その他必要な事項を定めることにより、排水槽等からの悪臭の発生を防止し、汚泥その他の廃棄物の処理を適正に行い、もって都民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(清掃及び維持管理の基準)

第5条 排水槽等の清掃に関する基準は、次に定めるとおりとする。

一、排水槽は、少なくとも4月ごとに1回定期に清掃し、槽内の汚泥等残留物質を除去すること。ただし、排水の水質、排水量及び排水槽の容量によつては、清掃の回数を増すこと。

二、排水管及び通気管については、必要に応じ内部

の異物を除去すること。

三、阻集器については、捕集物を使用日ごとに除去し、少なくとも7日ごとに1回清掃を行うこと。

四、排水槽等の清掃に当たっては、除去物資の飛散防止、悪臭の発散の防止、消毒等に配慮するとともに、槽内の換気等を行い、作業中の事故防止に努めること。

五、清掃に薬品を用いた場合は、下水道施設又は浄化槽の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。

2、排水槽等の維持管理に関する基準は、次に定めるとおりとする。

一、排水槽等は、別表に掲げる項目に従い、少なくとも1月ごとに1回定期に点検し、必要に応じ補修等を行うこと。ただし、阻集器については、使用日ごとに点検を行うこと。

二、排水の槽内貯留時間は、おおむね2時間以内とするよう設定すること。ただし、排水調整槽は、この限りでない。

三、ばっ気・攪拌併設装置又は排水用補助ポンプ(スラリーポンプ)については、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗等を防止するため、適正に運転すること。

四、排水槽の正常な機能を阻害するようなものを、槽内に投入又は流入させないこと。

3、建築物の所有者等は、清掃、点検及び整備に関する帳簿書類を作成し、5年間保存するものとする。

(汚泥等の処理)

第6条 排水槽等の清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)に基づき、次により行うものとする。

一、汚水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃掃法施行令第3条の規定によること。

二、雑排水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業

廃棄物とし、廃掃法施行令第6条の規定によること。

2、前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

一、前項第一号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。

二、前項第二号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第条第1項及び第4項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。

【参考】

東京都下水道局

ホームページから

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/omega/in0010.htm>

二三区ビル・ピット汚泥適正処理推進協議会のホームページから

http://www.23bp.jp/building_pit.html

生活排水対策と下水道浄化槽をめぐる各地の動き

富田林市におけるPFI手法を用いた合併浄化槽による生活排水対策のほか、全国的に下水道・浄化槽をめぐる次のような動きがあり、下水道整備が見直されて浄化槽が再認識されつつある。

(参考資料：農林水産省他「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」事例編)

http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/n/n_nouson/syuhai/130130shinyou/pdf/2jirei.pdf

から郊外へ進展することによる整備効率の低下や、経済活動の低迷による市財政の悪化、少子高齢化社会の急速な進行や人口減少といった社会情勢の変化などにより、汚水処理施設整備のあり方について見直しが必要となっていた。また、郊外に居住する市民からの生活排水処理の早期整備要望が多数寄せられるなど、生活排水処理のスピードアップが急務となっていた。生活排水処理長期計画の見直しで、整備区域の再検討を行った結果、482ヘクタールについて下水道による整備より浄化槽による整備が効率的であると判断された。

《富山県》

処理場の統合による

経費節減

今後の人口減少等の社会情勢の変化や処理場の老朽化等による運営管理の効率化に向け、下水処理場、農集、コミプラなど処理場の統合を図る必要が生じた。

特徴となる施設あるいは導入システム人口減少等の社会情勢の変化や処理場の老朽化(更新時期)等について、時間軸を踏まえた形で処理区域の最適化を検討したことにより、将来の運営管理(施設の統廃合による事業の効率化等)を見据えた都道府県構想の策定がされている。

・平成33年までに220処理場が161処理場になり、汚水処理事業の効率化が図られる見込み。

・さらに中期ビジョンとして、平成43年までにはさらに統廃合を進め、116処理場となる見込み。

水環境セミナー盛況のうちに開催

平成27年1月20日(火)堺市産業振興センターにおいて、大阪府環境水質指導協議会の主催、当組合が協賛、大阪府の後援で「水環境セミナー」が開催された。

当日は、「最近の気象変動と今後の傾向」と題する日本気象協会の筒井幸雄氏の講演のあと「浄化槽の維持管理と施工上の要点」と題して、清掃・維持管理作業上の注意点の解説があった。会場では、最新の小型合併槽の展示も行われ、メーカー担当者や来場者との熱心なやり取りが行われた。

中浜流注場の清掃が無事終了

平成27年7月9日(木)に定期清掃が実施され、無事終了しました。作業担当の皆様、お疲れ様でした。また、ご協力いただいた関係者の方々、ありがとうございました。



今回の清掃でも、繊維製の夾雑物があり、使用者への指導・啓発の大切さが実感された。

写真は当日の流注場と回収中の夾雑物

ビル・ピットの実態についてアンケート調査を行う

大阪市許可業者会では、取扱っているビル・ピットの状況についてアンケート調査を行った。

汚水槽でし尿と雑排水の混じっているものは、平均約27

れた。参加者は、会員118名および会員外58名の計176名。



理事会のあゆみ

平成26年4月2日

・50周年記念事業について
各市町村へ、地区の組合員が総会案内状を持参し、記念式典への臨席を要請することとなった。

平成26年4月30日

・平成25年度決算報告及び平成26年度予算案の件
いずれも総会提出の案として承認された。

平成26年6月18日

・組合50周年記念事業について
日本環境整備教育センターの国安彦氏の講演「大阪府下の生活排水対策の今後」の概要について確認するとともに、資料集「大阪府下の生活排水処理の現状と今後」の発行の進捗についての報告があり、いずれも承認された。

平成26年6月18日

・組合50周年記念事業の反省について
式典の運営など、今後このような事業を行う際の改善点など、意見を交換した。

平成26年6月18日

・大阪府環境水質指導協会総会他報告
平成25年度決算・事業報告及び平成26年度予算・事業案の概要が説明され、承認されたとの報告があった。

平成26年6月18日

・中浜投入券に関する報告
新年度からの新投入券を取り扱い状況について報告がありました。

平成26年9月16日

・岬町訪問と大阪市環境局訪問についての報告
岬町での浄化槽維持管理契約事例の経過報告があった。また、大阪市へは50周年式典に市長祝辞を頂いたことで御礼の訪問を行ったとの報告があり、了承された。

・環境水質指導協会主催の「水環境セミナー」への協賛が承認された。

平成26年12月16日

・大阪府中小企業団体中央会による「組合等事業向上支援事業」について
平成27年1月21日

・大阪府中小企業団体中央会による「組合等事業向上支援事業」について
組合及び業界の新規事業の取り組みや組合員やその従業員への研修状況について、中央会から聞き取りがあった。

平成27年2月19日

・合特法関係の情報交換を行った。
・環境水質指導協会主催の「水環境セミナー」の報告があった。

平成27年3月4日

・大阪府中小企業団体中央会による「組合等事業向上支援事業」について
前回の聞き取りとアンケートにもとづく集計結果の報告があった。

平成27年3月18日

・環境水質指導協会理事会の報告があった。
・大阪府中小企業団体中央会による「組合等事業向上支援事業」について
理事及び組合員に対するアンケート結果について説明があった。

平成27年3月18日

・大阪府中小企業団体中央会による「組合等事業向上支援事業」について
結果報告書二〇一五ビジョンレポートの内容検討、また、中央会から「官公需適格組合制度」と人材育成など今後の「向上支援事業」

について説明があった。
・ビルピットの啓発を進めていくことが了承された。

平成27年4月15日

・平成26年度決算報告及び平成27年度予算案の件
いずれも総会提出の案として承認された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年度(第51期)通常総会開催
新役員選出される

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年度
第29回全国浄化槽
技術研究集会の開催

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

平成27年5月19日(火) 午後3時、石川県加賀市山代温泉「瑠璃光」にて開催された。

・平成27年度事業計画案が事務局長が開会を宣し、本日の出席状況を報告(出席、委任状)、総会の成立を告げた。米田理事長挨拶、祝電披露の後、議案審議に先立ち議長として榎木副理事長が選出された。

今回の改選による新役員と所属

役職名	氏名	所属会社名
理事長	米田 健司	(株)SYC
副理事長	榎木 隆弘	榎木工業(株)
〃	野中 久泰	北摂衛生(株)
〃	片山 敏	藤野興業(株)
理事	永田 伊智朗	(有)永田清掃
〃	三ツ川 浩一	(株)三ツ川工業所
〃	岸田 正義	岸田清掃(株)
〃	辻 貴之	(株)両国設備
〃	森 広治	(株)ナガタキヤ
〃	齋藤 純代	近畿興業(株)
〃	松藤 次郎	松藤工業(株)
〃	金澤 一也	(株)金澤メルビック
〃	南 和天	(有)南工業所
〃	蓬莱谷 勝玄	蓬莱谷清掃(株)
監事	瓦谷 昇次	(株)瓦谷衛生社
〃	柿花 江美	岸和田設備工業(株)
顧問	藤野 静男	藤野興業(株)

また監事に瓦谷昇次、柿花江美の両氏が就任した。

理事として組合の運営にご尽力いただいた浅田一宏、吉田晃、土井健一、また、監事を務めていただきました外村文昭、道野義広の五氏の方々に会場から大きな拍手により感謝とねぎらいが寄せられた。

総会終了後は、北陸の美味と名湯でしばしくつろぐ。そのあとも、温泉に出たり入ったり。また、理事長、副理事長打ちそろっての2次会では、全員万年青年の面目躍如。明けて翌二十日は、銘酒の蔵元金門酒造見学。試飲でい

第43回(大阪会場)浄化槽管理士の講習

浄化槽管理士資格取得のための講習会が次のとおり大阪で開催される予定。

講習期間：平成27年

11月16日(月)～11月28日(土)

申込期間：平成27年

10月1日(木)～10月13日(火)

受講申請書受付機関

(社)大阪府環境水質指導協会

〒116-0031

堺市北区百舌鳥梅町1-24-3

電話 〇七二二五六一〇五六

講習会場

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館

大阪府私学教育文化会館